

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年7月12日
【会社名】	株式会社PKSHA Technology
【英訳名】	PKSHA Technology Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 上野山 勝也
【本店の所在の場所】	東京都文京区本郷二丁目35番10号 本郷瀬川ビル4F
【電話番号】	03-6801-6718（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理本部長 中田 光哉
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区本郷二丁目35番10号 本郷瀬川ビル4F
【電話番号】	03-6801-6718（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理本部長 中田 光哉
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【発行登録書の提出日】	2019年6月19日
【発行登録書の効力発生日】	2019年6月27日
【発行登録書の有効期限】	2020年6月26日
【発行登録番号】	1 - 関東 1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額20,000百万円
【発行可能額】	20,000百万円
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2019年7月12日（提出日）である。
【提出理由】	本訂正発行登録書は、発行登録書につき、一定の記載事項の追加、添付書類の差し替え及び追加、並びに参照書類を追加するため提出されるものである。（訂正内容については、以下を参照のこと。）
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

【訂正内容】

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

発行登録書の「第一部 証券情報 第1 募集要項」を以下のように訂正します。

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【新規発行株式】

<訂正前>

種類	発行数	内容
普通株式	未定	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株となっております。

(注) 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

<訂正後>

種類	発行数	内容
普通株式	3,540,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1 2019年7月12日(金)開催の取締役会決議によります。
- 2 上記発行数は、2019年7月12日(金)開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集(以下「一般募集」という。)の会社法第199条第1項の決議に基づく募集株式数であります。当該募集株式数は、2019年7月5日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として、訂正発行登録書提出日(2019年7月12日(金))から発行価格等決定日(後記「2 株式募集の方法及び条件」にて定義された意味を有する。以下同じ。)までの間の株価変動に関わらず、当社の資金需要額(20,000百万円)をできる限り確保する観点で調整の上で算出した株式数であります。当該観点から、後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人は、当該募集株式数の範囲内で、当社の資金需要額(20,000百万円)を、発行価格等決定日に決定される発行価額で除した数の株式(計算の結果100株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。)(以下「本引受株式数」という。)につき申込みを行う予定であり、申込みがなされた限度にて株式が発行されることになるため、実際の発行数は上記よりも減少する場合があります。
- 3 上記発行数は、本引受株式数のうち、日本国内における販売(以下「国内販売」という。)の対象となる株式数(以下「国内販売株式数」という。)の上限であります。本引受株式数の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「海外販売」といい、海外販売の対象となる株式数を「海外販売株式数」という。)されることがありますが、海外販売株式数は、本訂正発行登録書提出日(2019年7月12日(金))現在、未定です。
- なお、本引受株式数のうち国内販売株式数(新規発行株式の発行数)及び海外販売株式数は、一般募集(海外販売を含む。)の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定されますが、海外販売株式数は本引受株式数の半数以下とするため、国内販売株式数(新規発行株式の発行数)は本引受株式数の半数以上となります。
- 海外販売の内容に関しましては、後記「第二部 参照情報 第1 参照書類 3 臨時報告書(4)」に記載の2019年7月12日(金)付臨時報告書及び発行価格等決定日に提出される当該臨時報告書の訂正報告書の各記載内容をご参照ください。

- 4 一般募集（海外販売を含む。）に伴い、その需要状況等を勘案し、発行価格等決定日に決定される本引受株式数に0.15を乗じた数（計算の結果100株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）を上限として、一般募集の主幹会社であるSMB C日興証券株式会社が当社株主であるノーリツ鋼機株式会社（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
- 5 一般募集に関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照ください。
- 6 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

<訂正前>

(1) 【募集の方法】

一般募集

(2) 【募集の条件】

未定

<訂正後>

2019年7月23日（火）から2019年7月25日（木）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における価額（発行価格）の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集	3,540,000株	20,000,000,000	10,000,000,000
計（総発行株式）	3,540,000株	20,000,000,000	10,000,000,000

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行数については、前記「1 新規発行株式」（注）2をご参照ください。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 発行数（新株式発行に係る国内販売株式数）、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、国内販売株式数（新規発行株式の発行数）の上限に係るものであります。海外販売株式数に係るものにつきましては、後記「第二部 参照情報 第1 参照書類 3 臨時報告書（4）」に記載の2019年7月12日（金）付臨時報告書及び発行価格等決定日に提出される当該臨時報告書の訂正報告書の各記載内容をご参照ください。
- 5 前記「1 新規発行株式」（注）2に記載のとおり、後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人は、上記発行数の範囲内で当社の資金需要額（20,000百万円）を発行価格等決定日に決定される発行価額で除して得た本引受株式数につき買取引受けを行う予定であり、その限度にて株式が発行されることになるため、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、当社の資金需要額（20,000百万円）を基準として算出した、発行価額の総額の上限及び資本組入額の総額の上限を記載しています。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1、2	未定 (注)1	100株	自 2019年7月26日(金) 至 2019年7月29日(月) (注)3	1株につき発行価格と同一の金額	2019年8月1日(木) (注)3

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、2019年7月23日(火)から2019年7月25日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より1株当たりの払込金額として受取る金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は、資本組入額の総額を一般募集における新株式発行の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、国内販売の引受人の引受株式数及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(新規発行株式の発行数(国内販売株式数)、本引受株式数、海外販売株式数、発行価額の総額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外販売の手取概算額、手取概算額合計、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。)について、発行登録追補目論見書及び株式売出目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://pkshatech.com/ja/ir/>)(以下「新聞等」という。)において公表します。なお、発行価格等が決定される前に発行登録書又は株式売出目論見書(株式売出目論見書の訂正事項分を含む。)の記載内容について訂正が行われる場合には、発行登録目論見書又は株式売出目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、発行登録追補目論見書及び株式売出目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定します。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で2019年7月22日(月)から2019年7月25日(木)までとしておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、2019年7月23日(火)から2019年7月25日(木)までとしております。

したがって、

発行価格等決定日が2019年7月23日(火)の場合、申込期間は「自 2019年7月24日(水) 至 2019年7月25日(木)」、払込期日は「2019年7月30日(火)」

発行価格等決定日が2019年7月24日(水)の場合、申込期間は「自 2019年7月25日(木) 至 2019年7月26日(金)」、払込期日は「2019年7月31日(水)」

発行価格等決定日が2019年7月25日(木)の場合、上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますので、ご注意ください。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

6 申込証拠金には、利息をつけません。

7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が2019年7月23日(火)の場合、受渡期日は「2019年7月31日(水)」

発行価格等決定日が2019年7月24日(水)の場合、受渡期日は「2019年8月1日(木)」

発行価格等決定日が2019年7月25日(木)の場合、受渡期日は「2019年8月2日(金)」

となりますので、ご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国の各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 小石川支店	東京都文京区小石川一丁目15番17号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

<訂正前>

未定

<訂正後>

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	1 買取引受けによりま す。 2 引受人は新株式払込金 として、払込期日に払 込取扱場所へ発行価額 と同額を払込むことと いたします。 3 引受手数料は支払われ ません。 ただし、一般募集にお ける価額(発行価格) と発行価額との差額は 引受人の手取金となり ます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
計		3,540,000株	

(注) 1 引受株式数及び引受株式数の合計(新規発行株式の発行数)は、発行価格等決定日に決定されます。なお、引受株式数及び引受株式数の合計(新規発行株式の発行数)は、国内販売株式数(新規発行株式の発行数)の上限(引受株式数は未定)に係るものであります。

2 前記「1 新規発行株式」(注)2に記載のとおり、引受人は、当社の資金需要額(20,000百万円)を発行価格等決定日に決定される発行価額で除して得た本引受株式数につき買取引受けを行う予定であり、実際の引受株式数は上記よりも減少する場合があります。

4 【新規発行による手取金の使途】

<訂正前>

(1) 【新規発行による手取金の額】

未定

(2) 【手取金の使途】

研究開発資金、設備投資資金、運転資金、投融資資金及び借入金の返済資金に充当する予定です。

<訂正後>

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
20,000,000,000	103,000,000	19,897,000,000

(注) 1 払込金額の総額（発行価額の総額）、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、国内販売株式数（新規発行株式の発行数）の上限に係るものであります。海外販売株式数に係るものにつきましては、後記「第二部 参照情報 第1 参照書類 3 臨時報告書（4）」に記載の2019年7月12日（金）付臨時報告書及び発行価格等決定日に提出される当該臨時報告書の訂正報告書の各記載内容をご参照ください。

2 引受手数料は支払われなため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

3 前記「1 新規発行株式」（注）2に記載のとおり、前記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人は、前記「1 新規発行株式」欄に記載の発行数の範囲内の本引受株式数につき買取引受けを行う予定であり、その限度にて株式が発行されることになるため、払込金額の総額（発行価額の総額）、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、当社の資金需要額（20,000百万円）を基準として算出した払込金額の総額（発行価額の総額）の上限、発行諸費用の概算額の上限及び差引手取概算額の上限を記載しています。

(2) 【手取金の使途】

前記「(1) 新規発行による手取金の額」に記載の差引手取概算額の上限19,897,000,000円については、海外販売の手取概算額（未定）と合わせて、手取概算額合計の上限19,897,000,000円について、以下に充当する予定であります。

アルゴリズムのラインアップ拡張と研究開発の加速、特定領域におけるアルゴリズムソフトウェアの強化とバリューチェーンの垂直統合の取組みに係る、研究開発投資及びソフトウェアの開発投資に係る資金として2020年9月期までに950百万円、2021年9月期中に1,100百万円、2022年9月期中に1,400百万円、ビッグデータの処理・解析を目的としたサーバー等の増設に係る設備投資資金として2020年9月期までに3,300百万円、2021年9月期中に1,800百万円、2022年9月期中に1,800百万円及び当社グループ会社への投融資資金として2020年9月期までに300百万円

株式会社アイドラの買収に係る短期借入金の返済資金として、2019年9月期までに1,801百万円

今後の事業規模拡大のためのエンジニア及び外部エンジニアの人件費等として2020年9月期までに200百万円、2021年9月期中に250百万円、2022年9月期中に250百万円

人員の増加に伴い必要となるオフィス増床のための追加敷金及び費用等として2020年9月期までに1,450百万円、2021年9月期中に1,450百万円、2022年9月期中に1,350百万円

当社サービスの知名度及び認知度向上のための広告宣伝費として2020年9月期までに250百万円、2021年9月期中に250百万円、2022年9月期中に300百万円

なお、残額が生じた場合は、アルゴリズムのラインアップ拡張と研究開発の加速、特定領域におけるアルゴリズムソフトウェアの強化とバリューチェーンの垂直統合の取組みに係る運転資金として、2022年9月までに充当する予定であります。また、上記調達資金は、実際の充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

なお、当社グループの設備投資計画は、2019年7月12日現在（ただし、既支払額については2019年6月30日現在）、以下のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手及び完了予定	
			総額	既支払額		着手	完了
提出会社	本社 (東京都文京区)	サーバー	6,000	-	増資資金	2020年1月	2022年4月
提出会社	本社 (東京都文京区)	建物	1,200	-	増資資金	2020年7月	2022年9月
提出会社	本社 (東京都文京区)	建物付属設備 (電気設備等)	1,500	-	増資資金	2020年7月	2022年9月

第2 【売出要項】

発行登録書の「第一部 証券情報 第2 売出要項」を以下のように訂正します。

< 訂正前 >

該当事項はありません。

< 訂正後 >

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】**1 オーバーアロットメントによる売出し等について**

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、発行価格等決定日に決定される本引受株式数に0.15を乗じた数（計算の結果100株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）を上限として、一般募集の主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、上記はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限に係る算出方法を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMB C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）につき、SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、追加的に当社普通株式を買取る権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）を行使期限として貸株人より付与されます。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から当該申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMB C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

SMB C日興証券株式会社がグリーンシューオプションを行使する場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人からSMB C日興証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与は行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注） シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が2019年7月23日（火）の場合、「2019年7月26日（金）から2019年8月23日（金）までの間」

発行価格等決定日が2019年7月24日（水）の場合、「2019年7月27日（土）から2019年8月23日（金）までの間」

発行価格等決定日が2019年7月25日（木）の場合、「2019年7月30日（火）から2019年8月28日（水）までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関し、当社株主である上野山勝也、山田尚史、ノーリツ銅機株式会社及び株式会社LUCE Capitalは、主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日を終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（株式分割による新株式発行等及びストックオプションに係る新株予約権の発行を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、SMB C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

第3 【その他の記載事項】

発行登録書の「第一部 証券情報 第3 その他の記載事項」を以下のように訂正します。

<訂正前>

該当事項はありません。

<訂正後>

本募集に関して発行登録目論見書を作成し、オーバーアロットメントによる売出しに関して株式売出目論見書を作成し、これらを合冊（以下、発行登録目論見書及び株式売出目論見書を合冊したかかるといいます。）として投資家に配布します。その際には、当該目論見書に表紙を設

け、「発行登録目論見書 株式売出目論見書」と記載するほか、表紙に当社の社章



を記載いたします。

特に発行登録目論見書に記載しようとする事項は次のとおりであります。

・表紙に当社の社章  を記載いたします。

・表紙裏に、以下の内容を記載いたします。

1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、臨時報告書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該臨時報告書の訂正報告書が公衆の縦覧に供された時までの間）において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（注1）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（注2）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（注1）に係る有価証券の借入れ（注2）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

(注) 1 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

2 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

2 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、国内販売の引受人の引受株式数及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（国内販売株式数）、本引受株式数、海外販売株式数、発行価額の総額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外販売の手取概算額、手取概算額合計、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。）について、発行登録追補目論見書及び株式売出目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <https://pkshatech.com/ja/ir/>）（以下「新聞等」という。）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に発行登録書又は株式売出目論見書（株式売出目論見書の訂正事項分を含む。）の記載内容について訂正が行われる場合には、発行登録目論見書又は株式売出目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、発行登録追補目論見書及び株式売出目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

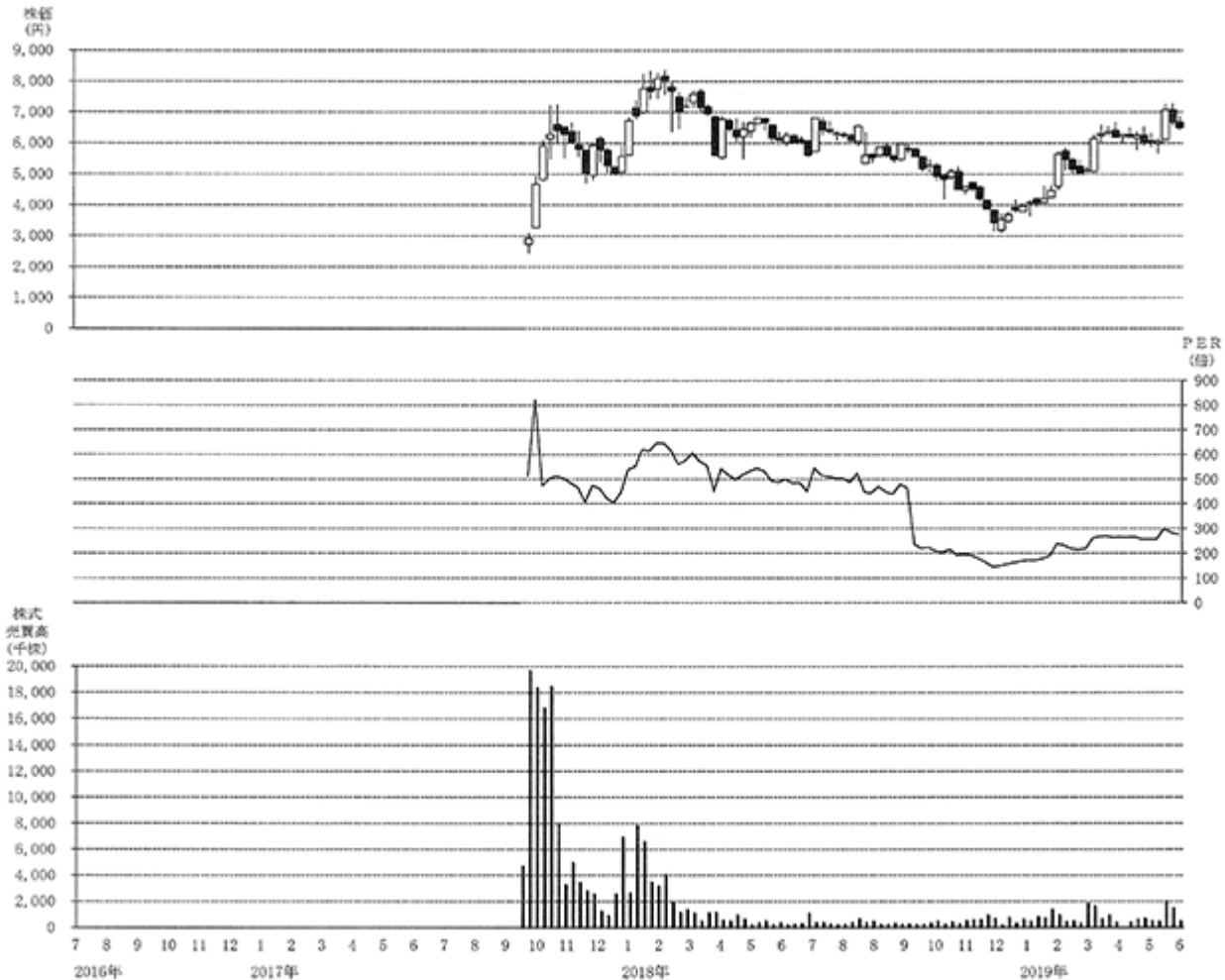
・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

(株価情報等)

1【株価、P E R及び株式売買高の推移】

2017年9月22日から2019年6月28日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。

なお、当社株式は、2017年9月22日をもって株式会社東京証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価、P E R及び株式売買高について該当事項はありません。



(注) 1 当社は、2019年2月28日(木)を基準日とし、2019年3月1日(金)を効力発生日として、普通株式1株を2株に分割しております。2019年2月25日(月)(株式分割前最終売買日)以前の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)については、下記(注)2乃至4記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。

- 2
- ・ 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、株式分割前最終売買日以前の株価については、当該株価を2で除した数値を株価としております。
 - ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 - ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

3 P E Rの算出は以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

2017年9月22日から2017年9月30日については、2017年8月18日提出の有価証券届出書の2016年9月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を2で除した数値を使用。

2017年10月1日から2018年9月30日については、2017年9月期有価証券報告書の2017年9月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を2で除した数値を使用。

2018年10月1日から2019年6月28日については、2018年9月期有価証券報告書の2018年9月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を2で除した数値を使用。

2016年9月期は連結財務諸表を作成しておりません。

4 株式売買高について、株式分割前最終売買日以前は当該株式売買高に2を乗じた数値を株式売買高としております。

2【大量保有報告書等の提出状況】

2019年1月12日から2019年7月5日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者(大量保有者)の 氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の 総数(株)	株券等保有 割合(%)
ノーリツ鋼機株式会社	2019年3月13日	2019年3月20日	変更報告書	2,677,000	10.01

(注) 上記の大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社普通株式が上場している株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

発行登録書の「第二部 参照情報 第1 参照書類」を以下のように訂正します。

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

<訂正前>

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

- (1) 事業年度第6期(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日) 2018年12月21日関東財務局長に提出
- (2) 事業年度第7期(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日) 2020年1月6日までに関東財務局長に提出予定

2 【四半期報告書又は半期報告書】

- (1) 事業年度第7期第1四半期(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日) 2019年2月13日関東財務局長に提出
- (2) 事業年度第7期第2四半期(自 2019年1月1日 至 2019年3月31日) 2019年5月15日関東財務局長に提出
- (3) 事業年度第7期第3四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月14日までに関東財務局長に提出予定
- (4) 事業年度第8期第1四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日) 2019年2月14日までに関東財務局長に提出予定
- (5) 事業年度第8期第2四半期(自 2020年1月1日 至 2020年3月31日) 2019年5月15日までに関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

- (1) 上記1(1)の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2019年6月19日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年12月21日に関東財務局長に提出
- (2) 上記1(1)の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2019年6月19日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2019年4月10日に関東財務局長に提出
- (3) 上記1(1)の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2019年6月19日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月19日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記2(2)の四半期報告書の訂正報告書)を2019年5月20日に関東財務局長に提出

<訂正後>

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

- (1) 事業年度第6期(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日) 2018年12月21日関東財務局長に提出
- (2) 事業年度第7期(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日) 2020年1月6日までに関東財務局長に提出予定

2 【四半期報告書又は半期報告書】

- (1) 事業年度第7期第1四半期(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日) 2019年2月13日関東財務局長に提出
- (2) 事業年度第7期第2四半期(自 2019年1月1日 至 2019年3月31日) 2019年5月15日関東財務局長に提出
- (3) 事業年度第7期第3四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月14日までに関東財務局長に提出予定
- (4) 事業年度第8期第1四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日) 2020年2月14日までに関東財務局長に提出予定
- (5) 事業年度第8期第2四半期(自 2020年1月1日 至 2020年3月31日) 2020年5月15日までに関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

- (1) 上記1(1)の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2019年7月12日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年12月21日に関東財務局長に提出
- (2) 上記1(1)の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2019年7月12日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2019年4月10日に関東財務局長に提出
- (3) 上記1(1)の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2019年7月12日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月19日に関東財務局長に提出
- (4) 上記1(1)の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2019年7月12日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2019年7月12日に関東財務局長に提出

(注) なお、発行価格等決定日に上記3(4)の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記2(2)の四半期報告書の訂正報告書)を2019年5月20日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

発行登録書の「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」を以下のように訂正します。

<訂正前>

上記に掲げた参照書類であります有価証券報告書及び四半期報告書（訂正報告書により訂正された内容を含む。）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録書提出日（2019年6月14日）までの間において変更及び追加すべき事項は生じておりません。下記の「事業等のリスク」は当該有価証券報告書等に記載された内容を一括して記載したものであります。

なお、有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項については本発行登録書提出日（2019年6月14日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下のとおり記載しております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生する可能性があるすべてのリスクを網羅することを保証するものではありません。

(1) 景気動向及び業界動向の変動による影響

企業を取り巻く環境や労働人口減少に伴う企業経営の効率化などの動きにより、当社グループの関連市場は今後急速に拡大すると予測されるものの、企業の景気による影響や別の各種新技術に対する投資による影響を受ける可能性があります。当社グループにおいては、経済情勢の変化に伴い事業環境が悪化した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 人材の確保及び育成

当社グループは、事業の拡大に伴い、積極的に優秀な機械学習・深層学習領域等のアルゴリズムモジュールの設計と導入を行うアルゴリズムエンジニアと、インフラやアプリケーション制作等のソフトウェア開発を行うソフトウェアエンジニアの獲得・確保・育成を進めております。しかしながら、事業規模の拡大に応じた当社グループ内における人材育成、外部からの優秀な人材の採用等が計画どおりに進まず、必要な人材を確保することができない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) コンプライアンス体制

当社グループは、今後企業価値を高めていくためにはコンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると考えております。そのためコンプライアンスに関する社内規程を策定するとともに適宜研修を実施し、周知徹底を図っております。しかしながら、これらの取り組みにも関わらずコンプライアンス上のリスクを完全に解消することは困難であり、今後の当社グループの事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合、当社グループの企業価値及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 情報管理

当社グループは、その業務の性格上、顧客側で保有している機密情報（経営戦略上重要な情報等）に触れる場合があります。情報の取扱いについては、情報管理規程、個人情報保護管理規程等を整備し、適切な運用を義務づけております。このような対策にも関わらず当社グループの人的オペレーションのミス等、その他予期せぬ要因等により情報漏洩が発生した場合には、当社グループが損害賠償責任を負う可能性や顧客からの信用を失うことにより取引関係が悪化する可能性があります。その場合は当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) システム障害等

当社グループがクラウドで提供しているソフトウェアの大半は、サービスの基盤をインターネット通信網に依存しております。したがって、自然災害や事故によりインターネット通信網が切断された場合には、サービスの提供が困難となります。また、予想外の急激なアクセス増加等による一時的な過負荷やその他予期せぬ事象によるサーバーダウン等により、当社グループのサービスが停止する可能性があります。これまで当社グループにおいて、そのような事象は発生しておりませんが、今後このようなシステム障害等が発生し、サービスの安定的な提供が行えないような事態が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法的規制・制度動向による影響

現在、日本国内においてインターネットに関連する主要な法規制は電気通信事業法となっておりますが、インターネット上の情報流通やEコマースのあり方についても様々な議論がなされている段階であります。当社グループが営むインターネット関連事業そのものを規制する法令はありませんが、今後、インターネットの利用者や関連するサービス及び事業者を規制対象とする法令等が制定されたり、既存の法令等の適用が明確になったり、あるいは何らかの自主的なルール化が行われた場合、当社グループの事業が制約され、事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 技術革新への対応

当社グループが事業を展開するインターネット関連業界においては、技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づく新機能の導入等が行なわれております。当社グループのサービスは、当社グループの機械学習技術/深層学習技術・自然言語処理技術と当社グループの独自データを組み合わせることにより、今後も競争力のあるサービスを提供できるように取り組んでおります。顧客からの紹介等のインバウンドでの取引受注が大半であり、また高い顧客継続率を維持しておりますが、予想以上の急速な技術革新や代替技術・汎用的な競合商品の出現等により、当社グループのサービスが十分な競争力や付加価値を確保できない場合等には、新規受注の減少や高い顧客継続率の低下により当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 知的財産権におけるリスク

当社グループによる第三者の知的財産権侵害の可能性につきましては、調査可能な範囲で対応を行っておりますが、当社グループの事業領域に関する第三者の知的財産権の完全な把握は困難であり、当社グループが認識せずに他社の特許を侵害してしまう可能性は否定できません。この場合、ロイヤリティの支払や損害賠償請求等により、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(9) 特定の人物への依存

当社グループの代表取締役 上野山勝也は、経営戦略、事業戦略、開発戦略等当社グループの業務に関して専門的な知識・技術を有し、重要な役割を果たしております。当社グループでは取締役会等において役員及び社員への情報共有や権限移譲を進めるなど組織体制の強化を図りながら、経営体制の整備を進めており、経営に対するリスクを最小限にしております。しかしながら、同氏が当社グループを退職した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 小規模組織であること

当社グループは小規模な組織であり、現在の人員構成における最適と考えられる内部管理体制や業務執行体制を構築しております。当社グループは、今後の業容拡大及び業務内容の多様化に対応するため、人員の増強及び内部管理体制及び業務執行体制の一層の充実を図っていく方針ですが、これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 新規事業

当社グループのアルゴリズムモジュール及びソフトウェアは、商品特性ゆえに幅広い産業に対して提供することが可能です。今後も引き続き、小売やコールセンター市場のみならず、他の産業にも積極的に参入し、新サービス及び新規事業に取り組んでまいります。これによりシステムへの投資や人件費等、追加的な支出が発生し、利益率が低下する可能性があります。また、新規事業の拡大・成長が当初の予測どおりに進まない場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化

当社グループでは、当社グループの役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しており、平成30年11月末における発行済株式総数に対する潜在株式数の割合は6.7%となっております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社グループの株式が発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

(13) 配当政策

当社グループは、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら、当社グループは現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

<訂正後>

上記に掲げた参照書類であります有価証券報告書及び四半期報告書（訂正報告書により訂正された内容を含む。）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本訂正発行登録書提出日（2019年7月12日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。下記の「事業等のリスク」は当該有価証券報告書等に記載された内容を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については_____ 〆で示しております。

なお、有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されておりますが、下記の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、当該事項については本訂正発行登録書提出日（2019年7月12日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下のとおり記載しております。なお、文中の将来に関する事項は、本訂正発行登録書提出日（2019年7月12日）現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生する可能性があるすべてのリスクを網羅することを保証するものではありません。

(1) 景気動向及び業界動向の変動による影響

企業を取り巻く環境や労働人口減少に伴う企業経営の効率化などの動きにより、当社グループの関連市場は今後急速に拡大すると予測されるものの、企業の景気による影響や別の各種新技術に対する投資による影響を受ける可能性があります。当社グループにおいては、経済情勢の変化に伴い事業環境が悪化した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 人材の確保及び育成

当社グループは、事業の拡大に伴い、積極的に優秀な機械学習・深層学習領域等のアルゴリズムモジュールの設計と導入を行うアルゴリズムエンジニアと、インフラやアプリケーション制作等のソフトウェア開発を行うソフトウェアエンジニアの獲得・確保・育成を進めております。しかしながら、事業規模の拡大に応じた当社グループ内における人材育成、外部からの優秀な人材の採用等が計画どおりに進まず、必要な人材を確保することができない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) コンプライアンス体制

当社グループは、今後企業価値を高めていくためにはコンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると考えております。そのためコンプライアンスに関する社内規程を策定するとともに適宜研修を実施し、周知徹底を図っております。しかしながら、これらの取り組みにも関わらずコンプライアンス上のリスクを完全に解消することは困難であり、今後の当社グループの事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合、当社グループの企業価値及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 情報管理

当社グループは、その業務の性格上、顧客側で保有している機密情報(経営戦略上重要な情報等)に触れる場合があります。情報の取扱いについては、情報管理規程、個人情報保護管理規程等を整備し、適切な運用を義務づけております。このような対策にも関わらず当社グループの人的オペレーションのミス等、その他予期せぬ要因等により情報漏洩が発生した場合には、当社グループが損害賠償責任等を負う可能性や顧客からの信用を失うことにより取引関係が悪化する可能性があります、その場合は当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) システム障害等

当社グループがクラウドで提供しているソフトウェアの大半は、サービスの基盤をインターネット通信網に依存しております。したがって、自然災害や事故によりインターネット通信網が切断された場合には、サービスの提供が困難となります。また、予想外の急激なアクセス増加等による一時的な過負荷やその他予期せぬ事象によるサーバーダウン等により、当社グループのサービスが停止する可能性があります。これまで当社グループにおいて、そのような事象は発生していませんが、今後このようなシステム障害等が発生し、サービスの安定的な提供が行えないような事態が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法的規制・制度動向による影響

現在、日本国内においてインターネットに関連する主要な法規制は電気通信事業法となっておりますが、インターネット上の情報流通やEコマースのあり方についても様々な議論がなされている段階であります。当社グループが営むインターネット関連事業そのものを規制する法令はありませんが、今後、インターネットの利用者や関連するサービス及び事業者を規制対象とする法令等が制定されたり、既存の法令等の適用が明確になったり、あるいは何らかの自主的なルール化が行われた場合、当社グループの事業が制約され、事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 技術革新への対応

当社グループが事業を展開するインターネット関連業界においては、技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づく新機能の導入等が行なわれております。当社グループのサービスは、当社グループの機械学習技術/深層学習技術・自然言語処理技術と当社グループの独自データを組み合わせることにより、今後も競争力のあるサービスを提供できるように取り組んでおります。顧客からの紹介等のインバウンドでの取引受注が大半であり、また高い顧客継続率を維持しておりますが、予想以上の急速な技術革新や代替技術・汎用的な競合商品の出現等により、当社グループのサービスが十分な競争力や付加価値を確保できない場合等には、新規受注の減少や高い顧客継続率の低下により当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 知的財産権におけるリスク

当社グループによる第三者の知的財産権侵害の可能性につきましては、調査可能な範囲で対応を行っておりますが、当社グループの事業領域に関する第三者の知的財産権の完全な把握は困難であり、当社グループが認識せずに他社の特許を侵害してしまう可能性は否定できません。この場合、ロイヤリティの支払や損害賠償請求等により、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(9) 特定の人物への依存

当社グループの代表取締役 上野山勝也は、経営戦略、事業戦略、開発戦略等当社グループの業務に関して専門的な知識・技術を有し、重要な役割を果たしております。当社グループでは取締役会等において役員及び社員への情報共有や権限移譲を進めるなど組織体制の強化を図りながら、経営体制の整備を進めており、経営に対するリスクを最小限にしております。しかしながら、同氏が当社グループを退職した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 小規模組織であること

当社グループは小規模な組織であり、現在の人員構成における最適と考えられる内部管理体制や業務執行体制を構築しております。当社グループは、今後の業容拡大及び業務内容の多様化に対応するため、人員の増強及び内部管理体制及び業務執行体制の一層の充実を図っていく方針であります。これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 新規事業

当社グループのアルゴリズムモジュール及びソフトウェアは、商品特性ゆえに幅広い産業に対して提供することが可能であります。今後も引き続き、小売やコールセンター市場のみならず、他の産業にも積極的に参入し、新サービス及び新規事業に取り組んでまいります。これによりシステムへの投資や人件費等、追加的な支出が発生し、利益率が低下する可能性があります。また、新規事業の拡大・成長が当初の予測どおりに進まない場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化

当社グループでは、当社グループの役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しており、2019年6月30日時点における発行済株式総数に対する潜在株式数の割合は5.6%となっております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社グループの株式が発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

(13) 配当政策

当社グループは、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら、当社グループは現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(14) M & A等について

2019年7月に子会社化した株式会社アイドラは、今後、当社グループの業績に大きく貢献するものと見込んでおります。しかしながら、事業環境の変化等により当初の想定を下回る場合、のれんの減損処理等が発生し、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。